

# 第 1 回定例会会議録

令和 5 年 3 月 9 日（木）

開 会 午前 10 時 00 分

――― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和 5 年第 1 回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側は、町長が療養のため欠席であり、職務代理者に就任した内堀豊彦副町長ほかは全員の出席であります。

議会は、小園町長の一日も早い回復を願っております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号 1 をお願いいたします。

諸般の報告

令和 5 年 3 月 9 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長職務代理者から議案 41 件、報告 1 件、諮問 1 件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願 1 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長職務代理者ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、尾関充紗議員ほか 7 名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の 2 ページから 22 ページは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監

査報告書ですので、後ほどご覧ください。

23 ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 議席の指定・変更―――

○議長（五味高明君） 日程第2 議席の指定及び変更を行います。

去る2月19日の補欠選挙において当選されました山本今朝和議員の議席の指定及びそれに伴う議席の変更を会議規則第4条の規定により、議長において、ただいま着席のとおりといたします。

―――日程第3 常任委員会委員の選任―――

○議長（五味高明君） 日程第3 常任委員会委員の選任を行います。

市村議員辞職に伴い欠員となっている、各常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により議長において指名します。

総務福祉文教常任委員会 山本今朝和議員

広報広聴常任委員会 森泉謙夫議員

を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指定をしました議員を、各常任委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、各委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第7条第2項の規定により、互選を行っておりますので報告を願います。

はじめに、総務福祉文教常任委員会から、副委員長の互選について報告を求めます。

総務福祉文教常任委員長、池田るみ議員。

（総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 総務福祉文教常任委員会から報告いたします。

副委員長 中山温夫議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（五味高明君） 続いて、広報広聴常任委員会から、委員長の互選について報告を求めます。

広報広聴常任副委員長、茂木重幸議員。

（広報広聴常任副委員長 茂木重幸君 登壇）

○広報広聴常任副委員長（茂木重幸君） 広報広聴常任委員会から報告いたします。

委員長 尾関充紗議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

―――日程第4 議会運営委員会委員の選任―――

○議長（五味高明君） 日程第4 議会運営委員会委員の選任を行います。

市村議員辞職に伴い欠員となっている、議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により議長において指名します。

議会運営委員 赤田憲子議員

を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、副委員長について、委員会条例第7条第2項の規定により、互選を行っておりますので、報告を願います。

議会運営委員長、小井土哲雄議員。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 議会運営委員会から報告いたします。

副委員長 茂木重幸議員

を選出いたしました。

以上です。

――― 日程第 5 一部事務組合議会議員の選挙 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 5 一部事務組合議会議員の選挙を行います。

市村議員辞職に伴い欠員となっている、一部事務組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、事務局長に朗読させます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） それでは、報告いたします。

森泉山財産組合議員	山浦久人議員
佐久水道企業団議員	五味高明議員
北佐久郡老人福祉施設組合議員	中山温夫議員
佐久市・北佐久郡環境施設組合議員	小井土哲雄議員

以上です。

○議長（五味高明君） お諮りします。ただいま朗読しました議員を、一部事務組合の議会の議員の当選人に決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員が、それぞれ一部事務組合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第

33条第2項の規定により、当選された旨、告知いたします。

―――日程第6 各種委員会議員の選任―――

○議長（五味高明君） 日程第6、各種委員会議員の選任を行います。

市村議員辞職に伴い、欠員となっている、各種委員会等の委員の選任については、議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、事務局長に朗読させます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） それでは、報告いたします。

土地開発公社の理事	中山温夫議員
御代田町部落差別撤廃人権擁護審議会委員	中山温夫議員
御代田町社会福祉協議会評議員	中山温夫議員
佐久・軽井沢間湯川左岸幹線道路改良促進期成同盟会委員	赤田憲子議員

以上です。

○議長（五味高明君） お諮りします。

ただいま朗読しました議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を各種委員会の委員に選任することに決しました。

先ほどまで決定した議会構成については、名簿をタブレットに追加しましたので、後ほどご確認を願います。

―――日程第7 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第7、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、

議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

(議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇)

○議会運営委員長(小井土哲雄君) 報告いたします。

3月3日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので報告いたします。

本定例会に町長職務代理者から提出された案件は、議案41件、報告1件、諮問1件の計43件であります。一般質問の通告者は8名でありました。

12月定例会以降も提出された請願1件があり、受理いたしました。

これにより、会期は、本日より3月22日までの14日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、24ページをご覧ください。

令和5年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	3 月 9 日	木曜日	午前 10 時	開会 諸般の報告 議席の指定・変更 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 一部事務組合議会議員の選挙 各種委員会委員の選任 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長職務代理者招集あいさつ 議案の上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	3 月 10 日	金曜日	午前 10 時	一般質問
第 3 日	3 月 11 日	土曜日	議案調査	
第 4 日	3 月 12 日	日曜日	議案調査	
第 5 日	3 月 13 日	月曜日	午前 10 時	一般質問

第 6 日	3 月 1 4 日	火曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 7 日	3 月 1 5 日	水曜日	午後 1 時 3 0 分	総務福祉文教常任委員会
第 8 日	3 月 1 6 日	木曜日	午後 1 時 3 0 分	町民建設経済常任委員会
第 9 日	3 月 1 7 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 0 日	3 月 1 8 日	土曜日		休会
第 1 1 日	3 月 1 9 日	日曜日		休会
第 1 2 日	3 月 2 0 日	月曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 3 日	3 月 2 1 日	火曜日		休会

25 ページに入ります。

第 1 4 日	3 月 2 2 日	水曜日	午後 2 時	委員長報告
				質疑・討論・採決
				閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 4 日	火曜日	午前 1 0 時	委員会室 1 と 2
3 月 1 5 日	水曜日	午後 1 時 3 0 分	委員会室 1 と 2

町民建設経済

3 月 1 6 日	木曜日	午後 1 時 3 0 分	委員会室 1 と 2
-----------	-----	--------------	------------

同じく、

1 7 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会室 1 と 2
-------	-----	----------	------------

続いて、全員協議会の開催日程です。

3 月 2 0 日	月曜日	午前 1 0 時	委員会室 1 と 2
-----------	-----	----------	------------

以上、報告いたします。

○議長（五味高明君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 2 2 日までの 1 4 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 2 2 日までの 1 4 日間と決しました。

―――日程第8 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第8 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

11番 池田 るみ議員

12番 小井土哲雄議員

を指名します。

―――日程第9 町長職務代理者招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第9 町長職務代理者より議会招集のあいさつの挨拶を願います。

内堀副町長。

（副町長 内堀豊彦君 登壇）

○副町長（内堀豊彦君） 皆さん、おはようございます。

本議会におきまして、町長の職務代理者を務めます副町長の内堀豊彦であります。よろしくお願いをしたいと思います。

議員の皆様には、年度末を控えて何かとお忙しいところ、ご出席を賜り、令和5年第1回御代田町議会定例会が開催できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、本来でありますれば、町長が招集すべきところ、町長選挙後入院され、1か月間の療養が必要となりました。町長が出席できないことに対しまして、町民の皆様、それから議会の皆様には心からお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありません。

私ども理事者及び職員は、民主主義の根幹であります選挙の結果を重大かつ厳粛に受け止め、町長不在の期間、理事者と職員が力を合わせ、町民の福祉と町の発展を停滞させることなく前に進めていきたいと考えております。そして、町長の病気の早期回復と復帰を心から望んでおります。

次に、昨日発生いたしました爆破予告の件について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

3月8日に起きました公共施設と、それから教育施設の爆破予告について申し上げます。3月8日午前2時頃、「貴殿の地域に所在する主要な公共施設と教育施設



に爆弾を複数仕掛けた」とのファクスが届きました。そのファクスの内容の一部についてご紹介をしたいと思います。「貴殿の地域に所在する主要な公共施設と教育施設に爆弾を複数仕掛けました。3月8日午後3時34分から午後8時10分に爆発します。今回は本当に爆発するので覚悟してください。大事な施設と人の命が戻ってくることは二度とないでしょう。今、政府、自治体は実質的に無政府状態だ。こんな状態でいいのか。欺瞞はもうやめにしよう。テロを起こすしかないんだ。若者は賢い。もうみんな分かっているはずだ。死ぬか不道德者を殺すか。そういう人が多く現れることが、世の中を変える瞬間だと思う。」このような内容のファクスが町のほうに届きました。

これに基づきまして、私は、3月8日に報告を受けました。

その報告に基づきまして、9時に理事者、総務課長、教育委員会で対応の会議を開きました。そして、町民の皆さん、職員の人命を最優先で考えるべきであるという結論に達しました。

それから、公共施設の閉鎖及び民間の関連施設への周知及び協力の要請、並びに広報の実施を決定いたしました。

10時から各公共施設の責任者及び課長を庁議室に招集し、町の基本的な考え方と対処方針及び対処方法を説明し、理解と協力をお願いいたしました。

次に、今回の爆破予告の基本的な考え方、対処方針についてお伝えをいたします。

町は、町民の皆さんの生命を守る義務があります。その考え方に基づき、全公共施設の爆発物の点検及び予告時間内の公共施設の閉鎖を決め、職員に実施をお願いしました。町民の皆さんにお知らせするために防災無線で放送も行いました。

主な内容といたしまして、小・中学校、保育園、児童館における児童生徒の早期下校、エコールや体育館の貸館の中止、役場業務を停止することの対応をとりました。

当日の役場の行動についてご説明をいたします。

犯人からの指定の時間は午後3時34分でしたが、不慮の事態を考慮して、3時から所定の行動をお願いしました。そして午後8時10分までに施設の再点検を実施し、異常がないことを確認し、解散をいたしました。

町民の皆様には、この間ご不便とご不安をおかけしましたが、何とぞ町民の皆様を生命を最優先に考えての措置であったことを、ご理解願いたいと思います。

また、町民の皆様のご協力、それから民間の施設の皆様のご協力、そして職員の迅速かつ適切な行動に対しまして、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本定例会に提案する案件について説明をさせていただきます。

今回の案件は、事件案 7 件、条例案 15 件、当初予算案 11 件、補正予算案 8 件、報告事項 1 件、諮問 1 件の合計 43 件であります。

事件案につきましては、世代間交流施設及び消防団詰所の指定管理者の指定と下水道事業における地方公営企業会計システムの購入契約などの契約案件が主なものでございます。

次に、条例案 15 件の主な条例について申し上げます。御代田町国民健康保険条例の一部改正は、現行 42 万円とされている出産育児一時金の支給を 50 万円に改めるものであります。

また、御代田町国民健康保険税条例について、御代田町国民健康保険税の医療給付費分と介護給付分の所得割を標準保険税率まで引き下げるとともに、医療給付費の平等割と、それから均等割を長野県平均の保険税まで引き下げる改正となっております。

また、御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、昨年 9 月の認定こども園、送迎バスの置き去りによる死亡事故など、子どもが巻き込まれる事故の事案を受け、町が定める基準に対し、バス送迎に当たっての安全管理徹底の規定を加えるなどを改正するものであります。

令和 5 年度の当初予算案 11 件につきましては、過日、町長選挙が行われましたので、新規事業の予算計上はせず、義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算を編成いたしました。

一般会計の予算総額は 74 億 8,275 万円で、前年度に比べ 4 億 6,984 万円、5.9%の減額となっております。

主な歳入では、町税が 25 億 8,329 万円の計上で、前年度に比べ 9,138 万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、国の地方財政政策から増額を見込み 14 億 4,500 万円、前年度に比べて 6,700 万円の増額となっております。

国庫支出金は、令和4年度のコロナ対応地方創生臨時交付金7,524万円の皆減など減額要素はあるものの、町道七口線と町道谷地沢大塚線の交通安全対策事業補助金など、土木費、国庫補助金が6,727万円の増額となっております。

続きまして、寄附金につきましては、令和4年度のふるさと納税寄附金が5億円を上回る見込みが立ったことから、5億円を計上いたしました。

一方、減額の要因といたしましては、昨年度の基金繰入金は、基金の見直しに伴い、9億4,598万円の計上をしていたため、7億3,489万円の大幅な減額となっております。

次に、主な歳出ですけれども、令和4年度から続く事業といたしまして、町道七口線と谷地沢大塚線の交通安全対策補助事業2億6,000万円、住宅断熱性向上リフォーム補助金750万円、空家改修等補助金530万円、高等学校等就学支援金597万円などを計上をいたしました。

次に、実施計画に基づく事業ですけれども、宅地開発事業補助金として、町内で3,000平方メートル以上の宅地分譲を目的に、開発事業を実施する際1区画50万円の補助金を交付するとしたもので、1,650万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染対策として、12歳以上の個別接種1回、それから乳幼児の集団接種1回分を見込み、1億762万円を計上いたしました。

特別会計につきましては、9つの特別会計の総額が38億9,963万円となり、前年に比べ152万円、0.04%の増額となっております。

国民健康保険事業勘定特別会計は、高額療養費などの減少により2,599万円の減額となりました。

次に、介護保険事業勘定特別会計は、保険料の増額により2,187万円の増額となっております。

続きまして、令和4年度補正予算案は8件であります。

一般会計補正予算案（第9号）は、歳入歳出総額3億3,972万円を増額し、合計で91億8,926万円となりました。

主な歳入は、財政調整基金からの繰入金2億7,000万円を増額計上しました。内容ですけれども、当町の財政調整基金の基準額を25億円程度と定めております。このため、令和3年度決算剰余金積み立てによる増額分を特定目的基金に積み立てるための繰入れでございます。

また、国の補正予算による普通交付税の追加交付により、地方交付税を3,800万円増額いたしました。

町税では、過年度申告により個人町民税が1,278万円の増額、法人町民税は企業の予定納税額の増により6,305万円の増額になりました。

歳出では、特定目的基金への積立金として、総額2億7,000万円を増額したほか、主に各種事業の確定による減額を計上いたしました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など7会計において事業費の確定額等により、合計3,256万円の増額をいたしました。

次に、報告事項の1件は、令和5年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告です。

2月13日に開催した理事会の議決を得ましたので報告をいたします。

諮問の1件につきましては、2名の人権擁護員の任期が本年6月で満了となるため、人権擁護員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきますようお願いを申し上げます。令和5年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第10 議案第2号 御代田町世代間交流施設の指定管理者の

指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第2号 御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） おはようございます。議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号、御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定について。

下記の者を御代田町世代間交流施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議

会の議決を求める。

記といたしまして

1. 指定管理者の候補者でございます。

- 1 一里塚地区世代間交流センター
- 2 広戸地区世代間交流センター
- 3 塩野地区世代間交流センター
- 4 向原地区世代間交流センター
- 5 小田井地区世代間交流センター
- 6 清万地区世代間交流センター
- 7 児玉地区世代間交流センター

以上、7地区の世代間交流センターについて、右側、候補者欄に記載のとおり、引き続き各区を候補者として指定するものです。

2. 指定期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

説明は、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第2号 御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定については、

原案のとおり決しました。

―――日程第11 議案第3号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第3号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 議案第3号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定について。

下記の者を御代田町消防団詰所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者の候補者になります。

施設名称1 第4分団詰所、こちらは清万、一里塚の管轄となります。

2 第6分団詰所、こちらは栄町及び旭町の管轄になります。

3 第10分段詰所、こちらは草越地区の管轄になります。

4 第11分団詰所、こちらは、広戸、向原区の管轄になります。

候補者につきましては、それぞれの詰所の所在する区のほうへ指定したいと考えております。

2. 指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで5年間。

こちらは、この前の5年間、この3月31日で期間が終了しますので、引き続き5年間の継続をお願いするものとなります。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理人 御代田町副町長 内堀豊彦

以上、説明になります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第3号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第12 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――

○議長(五味高明君) 日程第12 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書8ページをお開きください。

議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日をもって佐久平環境衛生組合が脱退することを認め、令和5年4月1日から南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の9ページ、改め文をご覧ください。

本案については、令和5年3月31日付で佐久平環境衛生組合が解散に伴い、長野県町村公平委員会から脱退すること、また、令和5年4月1日付で南佐久環境衛生組合が佐久環境衛生組合に名称を変更するため、規約の一部改正をするものです。

これにより、長野県公平委員会団体数は、54団体から53団体と1団体の減となります。

附則として、この規約は、令和5年4月1日から施行するものです。

10ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第13 議案第5号 令和4年度 町単独 下水道事業地方公営企業

会計システム購入契約について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第5号 令和4年度町単独下水道事業地方公営企業会計システム購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。



(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の11ページ、お願いいたします。

議案第5号 令和4年度町単独下水道事業地方公営企業会計システム購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和4年度町単独下水道事業地方公営企業会計システム購入契約について、下記により購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記としまして、

1. 契約の目的 令和4年度町単独下水道事業地方公営企業会計システム購入契約
2. 契約の方法 プロポーザル方式による随意契約
3. 契約の金額 828万9,600円
4. 契約の相手方 愛知県名古屋市千種区内山2丁目6番22号株式会社フューチャーイン 代表取締役 渡邊英治氏です。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の12ページ、お願いいたします。

こちら、仮契約書になります。納入の期限につきましては、議会議決日の翌日から令和6年3月29日までです。本契約につきましては、御代田町では下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和6年度より地方公営企業法の適用を予定しております。このため、公営企業会計に特化した会計システムを購入し、令和5年度に構築、令和6年度から会計システムの運用をしていくものです。会計システムの購入については、機能性及び操作性等を総合的に比較するため、プロポーザル方式による企画提案型競争により選考されたものとの契約になります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第5号 令和4年度町単独下水道事業地方公営企業会計システム購入契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第14 議案第6号 令和4年度 生活基盤施設耐震化等交付金事業 寺沢浄水場膜ろ過施設建設(その1)工事請負契約の変更について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第6号 令和4年度生活基盤施設耐震化等交付金事業寺沢浄水場膜ろ過施設建設(その1)工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書13ページをお願いいたします。

議案第6号 令和4年度生活基盤施設耐震化等交付金事業寺沢浄水場膜ろ過施設建設(その1)工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年度生活基盤施設耐震化等交付金事業寺沢浄水場膜ろ過施設建設(その1)工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記としまして、契約の金額、当初8,464万5,000円を変更しまして8,728万5,000円とするものです。増加額は264万円です。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の14ページ、お願いいたします。

変更契約の仮契約書になります。こちらの工期につきましては、変更はありません

ん。契約金額の増額要因として、こちら2点ございます。

1点目は、一時造成工にて、埋設配管の取り合いが浅く、荷重による損傷を防ぐため、令和5年度外構工事で予定していた凍上抑制層50cm、200m<sup>2</sup>を先行して実施したことによります。

2点目としましては、建築工事にて当初、埋め込み式の断熱材を予定していましたが、上水道内の氷点下が断続して続くことが予想されることから、暖房費を抑えるため、気密性に優れたウレタン吹付けに変更したことによります。

以上の理由により、全体で264万円の増額となり、変更後の最終契約額が8,728万5,000円となります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第6号 令和4年度生活基盤施設耐震化等交付金事業寺沢浄水場膜ろ過施設建設（その1）工事請負契約の変更については、原案のとおり決しました。

――日程第15 議案第7号 令和3年度（繰越明許）国庫補助 社会資本整備総合交付金事業 向原11号線「向原橋」橋梁補修工事請負契約の変更について――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第7号 令和3年度（繰越明許）国庫補助社会資本整備総合交付金事業向原11号線「向原橋」橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書15ページをお願いいたします。

議案第7号 令和3年度(繰越明許)国庫補助社会資本整備総合交付金事業向原11号線「向原橋」橋梁補修工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和3年度(繰越明許)国庫補助社会資本整備総合交付金事業向原11号線「向原橋」橋梁補修工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記としまして、契約の金額、当初7,810万円を変更しまして、7,793万5,000円とするものです。減少額は16万5,000円です。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の16ページ、お願いいたします。

こちらが変更の仮契約書になります。こちらについても、工期については、変更はございません。変更金額の減額の理由としましては、現場精査の結果、作業ヤードに設置する予定であった敷鉄板が不要になったこと、また、作業が進捗し早期に竣工となったことから、保安要員の人数が減少したことによります。

以上の理由により、全体額で16万5,000円の減額となり、変更後の最終契約額が7,793万5,000円となります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第7号 令和3年度(繰越明許)国庫補助社会資本整備総合交付金事業向原11号線「向原橋」橋梁補修工事請負契約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第16 議案第8号 町道の路線認定及び路線変更について―――

○議長(五味高明君) 日程第16 議案第8号 町道の路線認定及び路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書17ページをご覧ください。

議案第8号 町道の路線認定及び路線変更について説明いたします。町道の路線を別紙のとおり認定及び変更したいので、道路法第8条第2項及び第9条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の18ページをご覧ください。また、20ページから23ページまでは、現状路線並びに新規認定町道及び変更認定町道の具体的な位置を示した路線認定図になりますので、あわせてご覧ください。

新規5路線の町道認定をお願いします。上から順に申し上げます。路線名、雀ヶ谷3号線、起点、大字馬瀬口字雀ヶ谷1498番165、終点、大字塩野字西横辻3180番292、延長340.0m、幅員3.6m、路面性状はアスファルト舗装で、一部未舗装です。理由といたしましては、町道三ツ谷普賢寺線、通称やまゆりラインを隔てた町道一里塚大道添線の東側区間を新規認定し、さらに110m延長して、町道一里塚区内8号線に接続するまでの既存道路の新規認定でございます。

続きまして、路線名、雀ヶ谷4号線、起点、大字馬瀬口字雀ヶ谷1487番3、終点、大字馬瀬口字雀ヶ谷1470番4、延長193.0m、幅員3.6m、路面性状はアスファルト舗装で、一部未舗装でございます。理由は、町道三ツ谷普賢寺線

を隔てた、農道一里塚大道添線の西側区間の、町道雀ケ谷2号線に接続するまでの既存道路の新規認定でございます。

路線名、雀ケ谷5号線、起点、大字馬瀬口字一里塚1508番89、終点、大字馬瀬口字一里塚1508番87、延長57.6m、幅3.6m、路面性状はアスファルト舗装でございます。理由は、町道三ツ谷清万線から、前段の新規認定の雀ケ谷3号線までの既存道路の新規認定でございます。

路線名、雀ケ谷6号線、起点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番104、終点、大字馬瀬口字雀ケ谷1490番3、延長63.8m、幅員4.0m、路面性状はアスファルト舗装でございます。理由は、前段の雀ケ谷5号線と同様に、町道三ツ谷清万線からの前段の新規路線の雀ケ谷3号線までの既存道路の新規認定でございます。

路線名、雀ケ谷7号線、起点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番109、終点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番155、延長108.0m、幅員4.0m、路面性状は未舗装でございます。理由は、町道雀ケ谷一里塚線から前段の新規路線の雀ケ谷4号線までの既存道路の新規認定でございます。

次の19ページをご覧ください。

認定町道2路線の変更をお願いします。上から順に申し上げます。変更前でございますが、路線名、雀ケ谷1号線、起点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番11、終点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番8、延長149.8m、幅員が3.9m、路面性状はアスファルト舗装でございます。

路線名、大林坪谷地線、起点、大字御代田字大林4101番1、終点、大字御代田字坪谷地3964番、延長288.5m、幅員3.5m、路面性状はアスファルト舗装でございます。

変更後路線名、雀ケ谷1号線、起点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番11、終点、大字馬瀬口字雀ケ谷1498番171、延長122.5m、幅員3.9m、路面性状はアスファルト舗装でございます。理由は、町道三ツ谷清万線からの新規路線の雀ケ谷3号線までの区間とし、同新規路線と一部重複する町道三ツ谷普賢寺線までの区間を削除します。

路線名、大林坪谷地線、大字御代田字大林4101番1、終点、大字御代田字児玉3854番5、延長547.0m、幅員3.5m、路面性状はアスファルト舗装と一部コンクリート舗装でございます。理由は、終点からつながる農道一の沢坪谷地

線を町道認定し、町道谷地沢大塚線から町道上ノ林児玉線までの区間に延長します。

次の20ページから23ページまでの路線認定図にありますように、雀ヶ谷1から7号線につきましては、国道18号三ツ谷東交差点から北へ160mほど行った雀ヶ谷交差点付近に各路線が位置します。大林坪谷線につきましては、雪窓保育園西側の位置になります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。開始時刻はブザーにてお知らせします。

（午前11時05分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第17 議案第9号 御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を  
制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第9号 御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例案についてをご議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書24ページをお開きください。

議案第9号 御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例案について。

御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

議案書の25ページからの制定文をご覧ください。

本条例は、御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、御代田町個人情報保護条例が廃止となり、個人情報保護審査会も廃止されることから、新たに御代田町公文書公開・個人情報保護審査会を設置するため制定するものです。第1条趣旨から第17条罰則まで全17条で構成しております。

附則では、施行期日、委員の委嘱に関する準備行為、経過措置、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを定めております。

31ページの特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関わる新旧対照表を載せてございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の32ページをお開きください。

議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案  
について。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり  
提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦



議案書 33 ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、これまで明確に規定がなかった育児短時間勤務の承認を受けた職員の 1 週間の勤務時間について、任命権者が別に定める規定を第 2 条勤務時間等に追加する改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

34 ページ、35 ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 19 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 19 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書 36 ページをお開きください。

議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

議案書 37 ページからの改め文をご覧ください。

本条例は、地方公務員法の改正に伴い、職員の育児休業をすることができない職員に、職員の定年等に関する条例第 9 条に規定されております勤務延長された管理監督職を加えること、また再任用短時間勤務職員が廃止されたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員等に置き換えるとともに、育児短時間勤務に関する規定を追加する改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

42ページから、47ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書48ページをお開きください。

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい  
て。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出す  
る。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

49ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、長野県の60歳定年年齢引上げにあわせ実施されます55歳以上の高  
齢層職員の昇給抑制措置について、国・県に準じ導入するため、一部改正するもの  
です。

また、あわせて、勤務1時間あたりの給与額の計算方法を、国の基準にあわせて  
改正するものでございます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

議案書50ページから52ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第13号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 議案第13号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書53ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の54ページ、改め文をご覧ください。

今回の議案第10号の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条における項の追加の改正により、本条例において引用している第2条の各項の項ずれを修正するため、一部改正するものでございます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

議案書55、56ページは新旧対照表であります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２２ 議案第１４号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第２２ 議案第１４号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書５７ページをお願いいたします。

議案第１４号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和５年３月９日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

５８ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、保育士やシステムエンジニア等の専門的な知識、経験を有する職員に不足が生じ、一定の期間職員を確保することが困難な場合、選考により任期を定めて職員の採用ができるよう任期付き職員を採用する際の必要事項を定めております。産前産後休暇を取得する職員の多くは、引き続いて育児休業を取得する機会が多いことを踏まえ、産前産後休暇の期間が地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定されます一定の期間内に就業することが見込まれる業務に該当する旨、国から通知が出されております。この通知を受け、保育士等の専門的な知識を有する職員だけでなく、任期付職員をこれまで規定がなかった一般職、事務職を含めた産休職員に対する任期付職員を採用できるよう、一部改正をするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行します。

議案書５９ページから６０ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第15号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第15号 御代田町行政手続等における情報通  
信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書61ページをお願いいたします。

議案第15号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
の一部を改正する条例案について。

御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正す  
る条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の62ページからの改め文をご覧ください。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、  
介護子育て関係の業務についてマイナンバーカードを用いてインターネット上から  
申請が可能となります。現行の制度でも電磁記録による申請が可能となっております  
ですが、本条例を一部改正することにより、より明確になるとともに、ほかの条例等  
で規定されていない諸手続きについても取り扱いができるよう、改正するものでご  
ざいます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

67ページから72ページにつきましては、新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第16号 御代田町行政不服審査会条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第24 議案第16号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書73ページをお願いいたします。

議案第16号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について。

御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の74ページ、改め文をご覧ください。

本条例につきましては、先ほど議案第15号で説明しました御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正において、条例の名称が変更になったことによる改正でございます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

75ページは、新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第17号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第17号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書76ページ、ご覧ください。

議案第17号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について。

ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

次の77ページ、改め文ご覧ください。

本案は、企業版ふるさと納税による寄附金をふるさと創生基金に積み立てることができるよう、積み立て目的を明確にするため本条例の一部を改正するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

議案書の78ページは、新旧対照表になります。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第18号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案に

ついて―――

○議長（五味高明君） 日程第26 議案第18号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

(税務課長 山本喜久男君 登壇)

○税務課長(山本喜久男君) 議案書の79ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について。

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

80ページをお開きください。改め文です。81ページ、82ページには新旧対照表を掲載しております。80ページの改め文にて説明させていただきます。

御代田町町税条例の一部を次のように改正する。

第62条の次に1条を加える。固定資産税の課税免除であります。

第62条の2では、地域未来投資促進法では市町村もしくは都道府県が策定し、国の同意を得た基本計画に基づき、民間業者等が策定した事業計画を都道府県知事が承認することで民間事業者等は法人税、不動産取得税の減免、事業計画に記載された対象施設について3年間の固定資産税免除等の支援措置を受けることができます。

当町は、11市町村で構成された長野県佐久地域基本計画に含まれており、町内全域が対象地域となっております。

支援措置における固定資産税の免除につきましては、市町村ごとに条例改正が必要であるため、免除に係る規定を追加する改正をするものであります。

2項では、町長が別に定める申請書を町長に提出する。

3項では、当該申請が課税免除をすべきものと認めるときは、速やかに課税免除を決定し、当該申請したものに通知する。

4項では、虚偽の申請をし、町長が不相当と認めるときは決定を取り消すことができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、地域未来投資促進法に基づく課税免除に該当しませんが、御代田町商工業振興条例及び御代田町工業商工業振興条例に基づく補助金の対象に該当する場合は、従来のとおり条例に基づく補助金を交付することを申し添えます。

以上が御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきますようお願いいたします。



○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第19号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第27 議案第19号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の83ページをご覧ください。

議案第19号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

改正の理由でございますが、出産育児一時金の支給額については現行42万円とされているところ、社会保障審議会医療保険部会で令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。これを受け、健康保険法等上位法令が一部改正されたため、町国民健康保険条例を改正するものです。

改正の内容でございますが、条例に規定する額を48万8,000円に引き上げるよう改正し、施行規則で定める加算額とあわせて出産育児一時金の支給総額を50万円となるよう改めます。

また、語句の精査、整理等に伴う所要の改正を行います。

附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行し、施行日前の出産にかかる一時金の額については従前の例によるとして、経過措置を設けております。

84ページが改正条例案、85ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いします。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第20号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第28 議案第20号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の86ページをご覧ください。

議案第20号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

改正の理由でございますが、今後の国保特別会計の財政運営を推計し、県が国保税の県内統一方針を新たに示す令和9年度まで安定した運営ができるということが確認できたため、税率を引き下げる方針としました。内容につきまして国保運営協議会に諮問し、妥当であるとの答申をいただいたことから、令和5年度適用に向け条例を改正いたします。

改正の内容ですが、国保税課税額の医療給付費分について0.4ポイント、介護納付金分について0.1ポイント引き下げます。また、医療給付費分の平等割を2,000円、均等割を4,000円引き下げます。なお、平等割、均等割については、それぞれ二つの軽減措置が取られていて軽減額等を第23条で定めているため、あわせて額を改正いたします。

加えて、語句の精査、整理等に伴う所要の改正を行います。

附則ですが、施行期日を令和5年4月1日からとし、令和4年度分までの国保税

は従前の例によるとして経過措置を設けています。

８７ページが改正条例案、８８ページから９２ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いします。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２９ 議案第２１号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第２９ 議案第２１号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の９３ページをお願いいたします。

議案第２１号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和５年３月９日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

９４ページをお願いいたします。

本条例案は、上位法令であります厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正内容でございますが、昨年９月、静岡県内の認定こども園で園児が通園バスの車内に取り残され死亡した事案を受け、安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じることや自動車を運行する際の所在の確認を行うことが義務付けられたこ

とから、第6条の2及び第6条の3に追加するものです。

また、感染症まん延や非常災害の発生時において事業を継続的に実施するための事業継続計画の策定を行い、計画に従い必要な措置を講ずることに努めなければならないこととして第12条の2に追加し、本条例を改正するものです。

条文の内容につきましては、94ページからの改正文及び96ページからの新旧対照表をご覧ください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する、です。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第30 議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第30 議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の98ページをお願いいたします。

議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案について。

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

99ページをお願いいたします。

本条例案は、上位法令であります厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運  
営に関する基準の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正内容でございますが、先ほどの条例案と改正理由と同様に、昨年9月の園児が通電バスの車内に取り残され死亡した事案を受け、安全計画を策定し計画に従い必要な措置を講じることや自動車を運行する際の所在の確認を行うことが義務付けられたことにより第7条の2及び第7条の3に追加するものです。

また、昨年12月に民法の改正が行われ、懲戒権に関する記述が削除され、それに伴います児童福祉法並びに基準省令も本記述が削除されたことから、本条例に懲戒権の記述のあります第14条を削除するものであります。

条文の内容につきましては、99ページからの改正文及び101ページからの新旧対照表をご覧ください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定につきましては、公布の日から施行する、です。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書103ページをお願いいたします。

議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

104 ページをお願いいたします。

本条例案は、上位法令であります厚生労働省令、特定教育保育及び地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正内容でございますが、先ほどの条例案と同様に、昨年 12 月に民法の改正が行われ、懲戒権に関する記述が削除され、これに伴い児童福祉法並びに基準省令からも記述が削除されたことから、本条例に懲戒権の記述があります第 26 条を削除するものです。

条文の内容につきましては、104 ページからの改正文及び 105 ページからの新旧対照表をご覧ください。

附則、この条例は、公布の日から施行する、です。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、昼食のため休憩します。午後は 1 時 30 分より再開します。

（午前 11 時 51 分）

（休 憩）

（午後 1 時 30 分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第 32 議案第 24 号 令和 5 年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 32 議案第 24 号 令和 5 年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 106 ページ、ご覧ください。

議案第24号 令和5年度御代田町一般会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

108ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億8,275万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員の手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の109ページからの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、議案書とは別の資料番号1をお願いいたします。

資料番号1、令和5年度一般会計当初予算内容のほうで説明いたします。

令和5年度の一般会計予算につきましては、経常的な経費や継続事業などを中心とした骨格予算として編成したものでございます。

予算の総額は74億8,275万9,000円で、前年度に比べ4億6,984万

円、5.9%の減少となっております。

減少の要因につきましては、昨年度は、基金の見直しによる積立金、こちらがありましたもので、こちらが減ったことにより減額しております。

それでは、歳入について説明いたします。

款1町税です。町税全体で、前年比3.7%の増となっております。

項1町民税は、本年度予算額10億5,832万円で、前年比で6,136万7,000円増となっております。こちらは、町民税は8億5,943万3,000円で、給与所得の増を見込みまして、前年比で3,623万7,000円増えております。

法人町民税は1億9,888万7,000円で、こちらは企業の申告状況などから、前年比2,513万円増額で計上しました。

次に、項2の固定資産税です。予算額12億2,259万1,000円、前年比で1,306万6,000円の増となっております。こちらは、主に新築家屋の増加から増額を見込んでおります。

続きまして、款2の地方譲与税から款10の地方特例交付金まで、こちらにつきましては県の収入見込み、こういったものから予算計上しまして、合計で4,238万6,000円、昨年度と比べて増額の予算となっております。

2ページ、お願いいたします。

款11の地方交付税です。予算額14億4,500万円で、前年比で6,700万円の増でございます。こちらは、普通交付税につきまして国の地方財政政策、こういったものなどから増額のほうを見込んでおります。

款15の国庫支出金、項1国庫負担金です。本年度予算額5億2,878万2,000円、前年比で3,603万7,000円の増となっております。こちらは、保育所それから小規模保育所などの入園申請児童の増加から、子どものための教育保育給付費負担金、こちらのほうが前年比で3,190万円ほど増額となっております。

項2の国庫補助金は、国土交通省道路局個別補助金としまして1億9,250万円で、こちらは町道七口線と谷地沢大塚線の交通安全対策事業補助金1億4,300万円などを見込んでおります。

款18の寄附金は、予算額で5億650万3,000円、前年比で1億3,000万



円の増としております。こちらは、ふるさと納税寄附金を5億円としております。令和4年度の寄附金が5億円を上回る見込みが立ちましたので、前年比で1億3,000万円ほどの増を見込んでおります。

次に、3ページをお願いします。

款19繰入金、項1基金繰入金です。こちらは、前年比で7億3,489万1,000円の減となっております。こちら、令和4年度は基金の見直しにより、財政調整基金などから繰入金を見込みましたが、こちらは皆減となっているため、大きな減となっております。

歳入合計で74億8,275万9,000円の予算額となっております。

続きまして、4ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費は、本年度予算額で12億4,113万8,000円で、前年比で1億4,015万3,000円の増となっております。こちらは、歳入でふるさと納税寄附金を5億円として見込みましたので、そちらに伴いまして、返礼品等の関係経費が増えたものでございます。

款3の民生費です。項1社会福祉費は、予算額9億8,356万8,000円で、前年比で1億1,867万2,000円の減となっております。こちらは、令和4年度基金の見直しがありましたので、地域福祉基金のほうへ積立金としまして1億2,692万円積み立てました。今年度は、こちらが利子分のみの積立てとなりますので、こちらは大きく減となっております。

項2の児童福祉費です。11億791万7,000円で、前年比で6,803万1,000円の増となっております。こちら大きなものとしては、私立保育園の保育事業委託料としまして1億7,240万2,000円、このほか、小規模保育所の地域型保育給付費、こちらが1億2,368万8,000円。これらの保育に係る費用で、前年度比で2,380万円ほど増加しております。

続きまして、款4衛生費、項2の清掃費、こちらが予算額2億6,641万4,000円で、前年比で4,466万8,000円の増となっております。こちらが中段にあります新クリーンセンター整備負担金4,656万2,000円、こちらのほうが令和2年度に借り入れた起債の元金償還が始まったため、前年比で1,458万4,000円ほど増えております。

このほか、浅麓環境施設組合等経費、こちらのほうも処理費の実績により増加し

ております。

款 7 商工費です。こちら前年比で 1,367 万円ほど増加しております。こちらは、国と長野県で実施している移住支援金制度に、令和 5 年度から御代田町も取り組むこととしまして、U I J ターン就業・創業移住支援金、こちら 2,460 万円を計上しました。東京圏などから移住し、就業または創業した場合に支援金を支給するもので、国と県の補助金を受けて実施するものとなります。

5 ページ、お願いいたします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費です。本年度予算額 4,719 万 5,000 円で、前年度比では 4 億 7,723 万 5,000 円の減となっております。こちらは、社会資本整備基金への積立金、昨年度行いましたが、令和 5 年度はこちらも利子分のみ積み立てるため、大きく減となっております。

項 2 の道路橋梁費です。こちらが前年比で 6,069 万 7,000 円の減となっております。橋梁修繕事業で 8,200 万円、それから町道七口線と谷地沢大塚線の交通安全対策道路改良事業、こちらで、前年比で 6,934 万円ほど増えておりますが、骨格予算のため町単独道路新設改良事業、こちらのほうを前年比で 2 億円減の 1 億円としたことによりまして、全体額では減となっております。

続きまして、項 5 の住宅費、こちらは宅地開発事業補助金としまして 1,650 万円を計上しております。3,000 m<sup>2</sup>以上の宅地分譲の開発に対して 1 区画 50 万円の補助金を交付するもので、令和 5 年度に初めて補助要件に該当する宅地分譲開発のほうを見込んでおります。

続いて、款 10 教育費、項 1 教育総務費です。予算額 1 億 2,210 万 1,000 円で、前年比 7,692 万 7,000 円の減となっております。町立小学校建設基金積立金、こちら今年度 5,009 万円を計上していますが、昨年は基金の見直しによる積立金があったため、大きく減となっております。

項 4 の社会教育費は、エコールみよたの空調設備更新工事で 8,390 万 8,000 円を計上しております。エコールの 2 階の会議室系統の空調の更新工事を予定しております。

項 6 学校給食費は、前年比で 8,622 万 1,000 円の減となっております。こちらは、学校給食運営基金積立金 3,001 万円を計上しておりますが、昨年度、こちら基金の見直しによる積立金があったため、大きく減となっております。

歳出合計 7 4 億 8, 2 7 5 万 9, 0 0 0 円の予算となっております。

それでは、また議案書に戻っていただきまして、1 1 6 ページの「第 2 表 地方債」をお願いいたします。

「第 2 表 地方債」です。

起債の目的と限度額を続けて申し上げます。

一般事業では 9, 7 0 0 万円、続いて公共事業等で 1 億 6, 7 2 0 万円、防災対策事業では 7, 2 4 0 万円、地方道路等整備事業で 5, 0 0 0 万円、緊急浚渫推進事業で 6 0 0 万円、臨時財政対策で 6, 0 0 0 万円、合計 3 億 6, 5 3 0 万円の地方債を計上しております。

起債の方法につきましては、証書借入または証券発行、利率としましては年 4 % 以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とします。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとしております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

池田るみ議員。

○ 1 1 番（池田るみ君） 議席番号 1 1 番、池田るみです。3 点についてお聞きいたします。

まず初めに、議案書 2 0 1 ページ、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費、説明欄で 1 8 0 3 0、新クリーンセンター整備負担金 4, 6 5 6 万 2, 0 0 0 円は、令和 4 年度の当初予算 3, 1 9 7 万 8, 0 0 0 円に比べまして、1, 4 5 8 万 4, 0 0 0 円増額となっております。

先ほど、企画財政課長より、借入れの償還が始まるということでしたが、詳細をお聞きします。

2 点目は、2 1 3 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、説明欄の 1 8 0 5 0、U I J ターン就業・創業移住支援金の内容についても先ほど説明があ

りましたが、詳細をお伺いいたします。

225 ページ、款 8 土木費、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、説明欄 18050、宅地開発事業補助金 1,650 万円についてですけれども、どのぐらいの件数、区画数を見込んでいるのか、お願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

201 ページの新クリーンセンター整備負担金の増額の理由でございますが、先ほど企画財政課長からも説明がありましたが、起債の償還の増額によるものでございます。

令和 2 年度の起債につきまして、元金据置期間が終了したため、令和 5 年度から元金の償還が始まりました。これに伴いまして負担金の額が増加していることでございます。

内容ですが、施設整備費と運営費という振り分けになりますけれども、そのうちの施設整備費のほうで 1,493 万 7,000 円の増額、運営費でも同様に 1,493 万 7,000 円の増額ということでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） U I J ターン就業・創業移住支援事業について説明いたします。

県内企業の担い手不足の解消と地域の課題を解決するため、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県といった東京圏、または愛知県、大阪府から長野県内へ移住し、かつ就業または創業した方に対して、長野県と市町村が共同で支援金を支給する事業でございます。

支援金は、当移住支援事業補助金交付要綱に基づき、上限額が定められており、単身世帯 60 万円、2 人以上世帯 100 万円、2 人以上世帯のうち 18 歳未満の子どもを帯同している子育て世帯の加算として、子ども 1 人当たり 100 万円とされております。

当町では、近隣自治体の支援金額を踏まえまして、それぞれの上限額を適用いたしました。

この移住支援金を受け取るためには、移住元や移住先に関する要件のほか、世帯

要件、就業・創業要件といったことが詳細に定められております。

主なものとして、移住元に関する要件では、住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏または愛知県、大阪府に在住し、かつ就業をしていた方で、住民票を移す直前1年間以上連続してこれらの地域に在住し、かつ就業していたこと。また、移住先に関する要件では、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して転入先の市町村に居住する意思があること。就業要件では、長野県が運営する求人情報サイトを通じて県内企業に就業した方、あるいは内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業などを通じて就業した方で、転勤や出向などではなく新規雇用であることが主な要件とされております。

令和5年度当初予算では、支援金額として2,460万円を計上しております。

予算計上に当たっては、令和元年度から令和3年度までの3年間に、東京圏などから当町へ転入した平均世帯数が194世帯ありました。支援金を受けるための要件を満たす世帯は、その10分の1の20世帯を見込んでおります。

また、支援金の対象となる20世帯のうち、3分の1の6世帯を単身世帯、残りの14世帯を2人以上の世帯と見込み、その半数7世帯を子育て世帯加算の対象として算出いたしました。

国及び県の補助率は、東京23区からの移住者に対するものは、国2分の1、県4分の1、東京23区以外の東京圏、愛知県、大阪府からの移住者に対するものは、県2分の1の補助となっております。

説明につきましては以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 私からは、225ページです。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、説明欄18050の宅地開発事業補助金1,650万円。こちらの件数、区画数の見込みでございますが、この補助金の要綱につきましては、町内で3,000m<sup>2</sup>以上の宅地分譲を目的とする開発事業をする場合に、1区画50万円を補助するものでございます。

本年度に補助金の支出と予定している開発事業の箇所でございますが、まず1つ、旭町地区の字入郷戸、エコールみよたの西側になります。こちら13区画で650万円。2つ目、児玉地区の字飯綱、飯綱タウンの西側になりますが、12区画で600万円。3番目といたしまして、一里塚地区字分抗、こちらベバリーの北

側になります。8区画400万円。この3か所において、区画数、全部で33区画となりまして、1,650万円を見込んでいます。

ちなみに、都市計画法第29条の規定による、いわゆる開発許可が下りているのは旭町地区のみで、ほかの2か所は現在申請中ですが、近いうちに許可が下り、全箇所を本年度内に完成するという予定でいます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 1点なんですけれども、クリーンセンターの起債の償還なんですけれども、これは何年ほどになるんでしょうか。その辺が分かれば。何年度で、町のほうに整備負担金という形で上がってくるのか分かればお願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

こちらの起債は、一部事務組合のほうで起債をするものですから、それを4市町村で分配することになります。なので、詳細を把握していませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 以上です。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第25号 令和5年度御代田財産区特別会計予算案に

ついて―――

○議長（五味高明君） 日程第33 議案第25号 令和5年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書272ページ、ご覧ください。

議案第25号 令和5年度御代田財産区特別会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

274ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,292万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら令和5年2月10日に開催しました御代田財産区管理会において同意を得たものでございます。

275ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入です。本年度予算額251万9,000円です。こちらは財産区有地の貸付料を245万円、そのほか、預金利子の方を計上してございます。

項2財産売払収入は1,000円を計上しております。こちらは、科目設定になります。

款2繰入金、項1基金繰入金です。1,040万円の計上をしております。こちらは、財産区の財政調整基金からの繰入金を見込んでおります。

款3繰越金、款4諸収入につきましては、それぞれ1,000円ずつを科目設定しております。

歳入合計で1,292万2,000円の予算となっております。

276ページお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費です。本年度予算額1,287万9,000円です。

こちらの支出項目につきましては、管理会の委員報酬 9 万 4 千 6 百 0 0 円、それから財産区有地の下刈委託料 6 万 4 千 0 0 円、それから財産区有地の管理委託料 4 万 0 千 0 0 円、こういったものを計上しております。昨年度と比べまして 3 万 8 千 5 百 0 0 円ほど増えておりますが、こちら流木の伐採委託料を増額しております。

款 2 予備費につきましては 4 万 3 千 0 0 0 円で、歳出合計 1, 2 9 2 万 2 千 0 0 0 円の予算となっております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計予算案に

ついて―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 2 8 3 ページ、お願いいたします。

議案第 2 6 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について。

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

2 8 5 ページ、お願いします。

令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 万 1 千 0 百 1 千 0 0 0 円と定める。



2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらは、令和5年2月10日付で小沼地区財産管理委員会の同意を得たものでございます。

286ページお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入です。本年度予算額8,000円で、こちらは管理地の土地貸付料、それから基金の預金利子などを見込んでおります。

項2財産売払収入は、1,000円で科目設定をしております。

款2繰入金、項1基金繰入金です。309万円を計上しております。こちらは、財産管理会の財政調整基金からの繰入金を見込んだものでございます。

款3繰越金、款4諸収入、こちらにつきましては、それぞれ1,000円ずつの科目設定をしております。

歳入合計で310万1,000円の予算となっております。

287ページ、お願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費です。本年度予算額309万4,000円としております。こちらも、林野管理委託料としまして206万7,000円。それから、昨年度より増えておりますのは、こちらも流木の伐採委託料、前年より11万円ほど増やしております。

款2の予備費につきましては、7,000円を計上しまして、歳出合計310万1,000円の予算となっております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

予算案について――

○議長（五味高明君） 日程第35 議案第27号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書293ページをご覧ください。

議案第27号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

295ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,791万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

296ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税、本年度予算額3億7,757万円で、前年度比5.1%の減となっております。現年度徴収率は96.3%での算定でございます。また、被保険者数は3,544人で試算をしております。

本議会に条例改正提出しております税率改正分については見込んでおりません。

款2使用料及び手数料、項1手数料、国保税督促手数料としまして16万円の計上でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、こちらはシステム改修への補助として1万6,000円の計上です。

款4県支出金、項1県補助金10億6,115万3,000円で、前年度比0.1%の減となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等への取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5財産収入、項1財産運用収入、こちらは基金の利子として7万5,000円でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金1億699万4,000円で、前年度比4.0%の減となっております。一般会計からの繰入れで、保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款7項1繰越金は、4,000万円を計上しております。

款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちらは163万5,000円でございます。

項2受託事業収入、こちらは1,000円の科目設定でございます。

項3雑入30万6,000円の計上としております。

歳入合計15億8,791万円の予算となっております。

297ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額453万1,000円で、前年度比9.9%の減となっております。委託料や通信運搬費が主なものでございます。

項2徴税费、賦課徴収費としまして449万9,000円の計上でございます。

項 3 運営協議会費 1 9 万 4, 0 0 0 円は、国保運営協議会の委員報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、こちらは療養給付費、療養費等でございます、9 億 9 3 5 万円、前年度比で 0. 2 % の増となっております。前年度給付見込み等に基づき試算をしております。

項 2 高額療養費 1 億 3, 0 3 3 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 1. 3 % の減となっております。こちら、前年度見込みからの試算でございます。

項 3 出産育児一時金 6 3 0 万 4, 0 0 0 円で、こちら昨年度と同様の 1 5 件を見込んでおります。こちらにつきましても、本議会に条例改正提出している増額分については、予算上は見込んでおりません。

項 4 葬祭諸費 1 5 0 万円で、見込み件数、昨年度と同じ 3 0 件での計上でございます。

項 5 傷病手当諸費、こちらは新型コロナウイルス感染症による傷病手当金として、6 3 万円を計上しております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらは、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示された額での計上となっております。

項 1 医療給付費で 2 億 8, 4 1 3 万 1, 0 0 0 円、こちらは、前年度比 6. 8 % の減でございます。

項 2 後期高齢者支援金等、こちらは 1 億 2, 3 1 1 万 7, 0 0 0 円で、前年度比 8. 4 % の増でございます。

項 3 介護納付金 4, 3 2 7 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 6. 8 % の減でございます。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 1, 6 0 1 万 5, 0 0 0 円で、こちらは特定健康診査等の事業費となっております。

項 2 保健事業費 8 6 6 万 7, 0 0 0 円で、レセプト点検職員の賃金、それから人間ドックの補助金等となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 3 1 0 万 3, 0 0 0 円で、こちらは一般被保険者還付金、国や県への返還金等の計上でございます。

2 9 8 ページをご覧ください。

款 6 項 1 基金積立金 8 万円で、こちらは、基金の利子分の積立てでございます。

款 7 項 1 予備費 5, 2 1 8 万 2, 0 0 0 円でございます。

歳出合計 15億8,791万円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第36 議案第28号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第36 議案第28号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書319ページをご覧ください。

議案第28号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

321ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,669万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最

高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

322ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございます。

まず歳入です。

款1 保険料、項1 介護保険料、本年度予算額2億4,795万5,000円で、前年度比3.3%の増となっております。基準月額4,610円で、普通徴収、現年度徴収率は95%での算定となっております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金159万4,000円で、こちらは介護予防事業を利用する皆様の負担金となっております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料としまして4万8,000円の計上でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、1億8,964万9,000円で、前年度比2.4%の増となっております。介護給付費負担金でございます。項2 国庫補助金5,571万8,000円で、こちらは調整交付金と地域支援事業交付金、また保険者機能強化推進交付金、また保険者努力支援交付金等となっており、前年度比8.2%の減でございます。

款5 項1 支払基金交付金2億9,783万9,000円で、前年度比2.5%の増となっております。こちらも介護給付費に対する交付金でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金1億5,933万2,000円で、前年度比2.7%の増でございます。こちらも介護給付費への負担金でございます。項2 県補助金972万6,000円で、前年度比2.2%の増でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、基金の利子としまして2,000円の計上でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金1億8,516万2,000円で、一般会計から介

護給付費、地域支援事業等、それから低所得者保険料軽減分、また職員給与等への繰入れとなっております。前年度比0.8%の増でございます。項2基金繰入金、こちらは給付費の抑制を図るため、1,340万円の繰入れとなっております。

323ページをご覧ください。

款9項1繰越金は1,400万円の計上でございます。

款10諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちら2万円の計上でございます。項2サービス収入225万1,000円で、要支援1、2の方の居宅介護予防支援サービス計画費となっております。項3雑入3,000円の計上でございます。

歳入合計、11億7,669万9,000円の予算でございます。

324ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1項1総務費、本年度予算額1,723万4,000円で、こちらはシステムの委託料や借上料、佐久広域連合介護認定審査会負担金等の計上となっております。

款2項1保険給付費10億7,379万9,000円で、前年度比2.5%の増となっております。介護サービス給付経費、主に居宅介護サービス給付費の増が主な要因となっております。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費4,026万3,000円で、前年度比5.0%の増となっております。こちらは人件費や地域包括支援センターの運営経費等が主なものでございます。

項2介護予防・生活支援サービス事業費3,409万7,000円で、前年度比10.8%の減となっております。訪問型サービスや通所型サービスの委託料負担金等の計上でございます。項3一般介護予防事業費181万8,000円で、介護予防普及啓発事業として、介護予防教室、生活サポーター養成事業、口腔機能向上教室等の経費でございます。

款4項1基金積立金1万円は、基金の利子分の積立てでございます。

款5項1諸支出金50万3,000円、こちらは保険料等還付経費となっております。

款6項1予備費897万5,000円でございます。

歳出合計、11億7,669万9,000円の予算となっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第29号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計

予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第37 議案第29号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の347ページをご覧ください。

議案第29号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

349ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,767万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

350ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入です。

款1項1 後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億5,222万円で、こちらは、



県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、前年度比0.3%の減となっております。普通徴収、現年度徴収率99.2%での算定でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料で3万円の計上でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金4,184万4,000円、前年度比4.9%の減で、こちらは事務費、保険基盤安定、保健事業費に対する繰入れとなっております。

款4 項1 繰越金、10万円の計上でございます。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちら5万円の計上でございます。項2 償還金及び還付加算金、50万5,000円の計上でございます。項3 雑入293万円で、健診事業費広域連合支出金、また、人間ドックに対する特別調整交付金の計上となっております。

歳入合計、1億9,767万9,000円の予算でございます。

351ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、本年度予算額150万9,000円で、システムの保守委託料、通信運搬費等が主なものでございます。項2 徴収費、賦課徴収経費として57万7,000円の計上でございます。

款2 項1 後期高齢者医療広域連合納付金1億9,047万8,000円で、前年度比1.5%の減となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金で、広域連合から示された額での計上でございます。

款3 保健事業費、項1 健診事業費303万円で、後期高齢者の健診委託料等となっております。項2 保健事業費148万円で、こちらは人間ドックの補助金でございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金50万5,000円の計上。

款5 項1 予備費10万円の計上でございます。

歳出合計、1億9,767万9,000円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 8 議案第 3 0 号 令和 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別

会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 8 議案第 3 0 号 令和 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 3 6 1 ページをご覧ください。

議案第 3 0 号 令和 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について説明します。

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

3 6 3 ページをご覧ください。

令和 5 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 3 万 4 , 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 3 6 4 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

上から順に予算額を申し上げます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金 9 万円は、償還推進事業の補助対象となる 4 分の 3 相当の補助金でございます。

款 2 繰越金 2 万円は、前年度からの繰越し見込額です。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 1 7 2 万 3, 0 0 0 円は、滞納分の収入見込額です。項 2 延滞金、加算金及び過料 1, 0 0 0 円は科目設定でございます。

したがいまして、歳入合計は 1 8 3 万 4, 0 0 0 円となり、前年度と比較して 1 5 4 万 9, 0 0 0 円の増額となります。

次の 3 6 5 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費 1 8 3 万 4, 0 0 0 円は、消耗品、光熱水費、研修会費及び歳入見込みの一般会計の繰出金などがございます。

歳出合計も同額で、前年度と比較して 1 5 4 万 9, 0 0 0 円の増額となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計

予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 3 7 0 ページをご覧ください。

議案第 3 1 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について説明します。

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

3 7 2 ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,828万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

次の373ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

上から順に予算額を申し上げます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金4,045万3,000円は、受益者負担金、分担金の現年分及び滞納繰越分でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料3億4,040万円は、公共特環下水道使用料の現年分及び滞納繰越分でございます。項2 手数料23万6,000円は、指定工事店の申請手数料と督促手数料でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金1億6,502万6,000円は、一般会計からの繰入れでございます。

款4 繰越金100万円は、前年度からの見込額です。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料32万1,000円は、使用料負担金の延滞金です。項2 雑入3万2,000円は、金抜設計手数料等でございます。

款6 町債3億92万円は、公共下水道債、資本費平準化債等でございます。

款7 国庫支出金、項1 国庫補助金2,990万円は、補助対象となる本年度分の処理場改築工事に充てる社会資本整備総合交付金です。

したがいまして、歳入合計は8億7,828万8,000円となり、前年度と比較して484万7,000円の増額となります。

次の 374 ページをご覧ください。

歳出です。

上から順に予算額を申し上げます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費 3 億 3,636 万 3,000 円は、光熱水費、処理場の維持管理に伴う経費及び処理場の補修工事が主なものになります。

款 2 公債費 5 億 4,092 万 5,000 円は、起債元金及び利子の償還金です。

款 3 予備費 100 万円は、歳入歳出の調整でございます。

したがって、歳出合計は 8 億 7,828 万 8,000 円となり、前年度と比較して 484 万 7,000 円の増額となります。

次の 375 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債です。

起債の目的と限度額は、公共下水道事業が 1 億 2,170 万円、資本費平準化が 1 億 5,700 万円、公営企業会計適用が 2,222 万円でございます。合計 3 億 92 万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 40 議案第 32 号 令和 5 年度御代田町農業集落排水事業特別会計

予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 40 議案第 32 号 令和 5 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 389 ページをご覧ください。

議案第 32 号 令和 5 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について説

明します。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算を、別冊のとおり提出いたします。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

391ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,922万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の392ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 分担金及び負担金、項1 分担金51万8,000円は、前年度の修繕工事費の7%相当と事務費でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料823万円は、使用料の現年分及び滞納繰越分でございます。

項2 手数料は、科目設定です。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金2,017万円は、一般会計からの繰入れです。

款4 繰越金30万円は、前年度からの見込額です。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、項2 雑入は、それぞれ科目設定でございます。

したがって、歳入合計は2,922万1,000円となり、前年度と比較して57万2,000円の増額となります。

次の393ページをご覧ください。

歳出です。

款1 農林水産業費、項1 農地費1,228万3,000円は、主に光熱水費、処理

場の維持管理経費でございます。

款 2 公債費 1,658万8,000円は、起債元金及び利子の償還金です。

款 3 予備費 35万円は、歳入歳出の調整です。

したがいまして、歳出合計は2,922万1,000円となり、前年度と比較して57万2,000円の増額となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第41 議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第41 議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の401ページをご覧ください。

議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について説明します。

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算を、別冊のとおり提出いたします。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

403ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,197万9,000円と定

める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の404ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料568万8,000円は、処理施設のろ過槽の使用料でございます。項2 手数料は、科目設定です。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金618万9,000円は、一般会計からの繰入れです。

款3 繰越金10万円は、前年度からの見込額です。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は科目設定です。

したがいまして、歳入合計は1,197万9,000円となり、前年度と比較して9万4,000円の増額となります。

次の405ページをご覧ください。

歳出です。

款1 衛生費、項1 保健衛生費587万円は、主に施設修繕料及び管理委託料でございます。

款2 公債費590万9,000円は、起債元金及び利子の償還金です。

款3 予備費20万円は、歳入歳出の調整です。

したがいまして、歳出合計は1,197万9,000円となり、前年度と比較して9万4,000円の増額となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第42 議案第34号 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算案に

ついて―――



○議長（五味高明君） 日程第４２ 議案第３４号 令和５年度御代田小沼水道事業会計  
予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書４１３ページをご覧ください。

議案第３４号 令和５年度御代田小沼水道事業会計予算案について説明します。

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和５年度御代田小沼水道事業会計  
予算を、別冊のとおり提出します。

令和５年３月９日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

４１５ページをご覧ください。

令和５年度御代田小沼水道事業会計予算です。

（総則）

第１条 令和５年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水件数は４，３５０件で、年間総有収水量は７９万５，０００ $\text{m}^3$ で、一日平均  
有収水量は２，１７８ $\text{m}^3$ になります。

主な建設改良工事の上水道改良工事総事業費は１億２，５１３万６，０００円で、  
西軽井沢地区の配水管布設工事及び寺沢浄水場の外構工事と旧施設の解体工事でご  
ざいます。

（収益的収入及び支出）

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第１款水道事業収益は１億９，９２７万６，０００円で、前  
年度と比較して１６万３，０００円の減額となります。その内訳として、第１項営  
業収益１億８，１１３万３，０００円は、水道料金と消火栓管理料が主でございます。  
第２項営業外収益１，８１４万３，０００円は、減価償却費の補助金相当分が主です。

支出につきましては、第１款水道事業費用は１億９，１１７万３，０００円で、前  
年度と比較して１，７５６万５，０００円の増額となります。その内訳として、第

1 項営業費用 1 億 7,578 万 4,000 円は、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーターの有効期限満了に伴う修繕費及び職員 4 名分の総経費です。第 2 項営業外費用は 1,488 万 9,000 円、企業債利息及び消費税還付でございます。第 3 項特別損失はありません。第 4 項予備費は 50 万円です。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額の資本的収支の差額 1 億 4,985 万円は、建設改良積立金 9,420 万 8,000 円及び損益勘定留保資金として、現金の出し入れを伴わない減価償却費から、長期前受金を差し引いた額 5,564 万 4,000 円で補填するものとする。

収入につきましては、第 1 款資本的収入は 1,430 万円で、前年度と比較して 5,634 万円の減額となります。これは補助対象工事の完了によるものです。その内訳として、第 1 項企業債はありません。第 2 項工事負担金 1,430 万円は、新規加入金 100 件分を見込んでおります。第 3 項補助金は、前年度に対象事業の寺沢浄水場建設工事が完了したため、今回はございません。

次の 416 ページをご覧ください。

支出につきましては、第 1 款資本的支出は 1 億 6,415 万 2,000 円で、前年度と比較して 4,269 万 5,000 円の減額となります。その内訳として、第 1 項建設改良費 1 億 2,581 万 8,000 円は、西軽井沢地区の配水管布設工事及び寺沢浄水場の外構工事、旧施設の解体工事費が主となります。第 2 項企業債償還金は 3,633 万 4,000 円です。第 3 項予備費は 200 万円です。

(一時借入金)

第 5 条 一時的借入金の限度額は、1,000 万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,784 万円は、総経費の給料、手当及び福利厚生費です。

(2) 交際費 5 万円は、塩野上宿用水組合の会合費です。

(たな卸資産購入費)

第7条 たな卸資金の購入限度額は243万4,000円と定める。こちらは水道メーターの既存検定満了分と新築時に設置する購入費となります。

少し飛びまして、429ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの現金の流れを示したものでございます。

I 業務活動によるキャッシュ・フローは、水道事業の売上げによる収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したもので、原材料、商品またはサービスの購入による支出は8,184万円です。人件費の支出は2,839万7,000円です。その他の事業支出はありません。

営業収入は1億8,116万4,000円です。

負担金、補助金等収入はありません。

利息及び配当金の受け取り額は43万8,000円です。

利息の支出額は386万6,000円です。

したがって、業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス6,749万9,000円となります。

II といったしまして、投資活動によるキャッシュ・フローは、こちらは将来的な建設投資による支出、固定資産の売却、国庫補助金、受益者負担金などの収入を示したものでございます。

固定資産の取得による支出は1億2,513万6,000円です。

固定資産の売却による収入はありません。

国庫補助金等による収入もありません。

受益者負担金等による収入は1,430万円です。

したがって、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス1億1,083万6,000円となります。

III番といったしまして、財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達に関するもので、借入金による収入、返済による支出を示したものでございます。

企業債による収入はありません。

企業債の償還による支出は3,633万4,000円です。

したがって、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス3,633万

4,000円となります。

よって、IV資金減少額が7,967万1,000円となりまして、Vの資金期首残高8億7,784万4,000円に資金減少額を加えますと、VI番の資金期末残高は7億9,817万3,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩をします。

開始時刻はブザーにてお知らせします。

（午後 2時53分）

（休 憩）

（午後 3時05分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

柳沢町民課長より発言を求められておりますので、これを許可します。柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 先ほどの池田るみ議員の質問についてお答えいたします。

令和2年度の起債のことですけれども、起債の総額が26億630万円、償還期間は20年間ということでございます。

以上です。

―――日程第43 議案第35号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第43 議案第35号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書432ページをお願いします。

議案第35号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予算（第9号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

434ページ、お願いします。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,972万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,926万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の435ページからの第1表 歳入歳出予算は、こちら議案書とは別資料の資料番号3で説明いたします。資料番号3のほうをお願いいたします。

初めに歳入の主なものから説明をいたします。

款1町税、項1町民税は補正額7,583万4,000円の増額補正です。個人町民税は過年度分の申告や退職所得により1,278万4,000円、法人町民税は大手企業2社の申告実績によりまして6,305万円、それぞれ増額をしました。

款11地方交付税は、普通交付税の基準財政需要額に臨時経済対策費が新設され、再算定が行われたため3,800万5,000円を増額するものです。

款16県支出金、項2県補助金は、補正額7,659万1,000円の減額で、このうち産地生産基盤パワーアップ事業補助金7,500万円は、昨年12月に補正予算で計上したのですが、農業法人の農業施設増設の当初計画の見直しが生じたため、全額を減額するものです。

款 1 8 寄附金は、ふるさと納税寄附金が 5 億円を上回る見込みが立ったことから、3,000 万円を増額するものです。

款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金は、財政調整基金の残高の基準額を 2.5 億円程度としたことから、令和 3 年度の決算譲与金の積立てにより、増えた 2 億 7,000 万円を特定目的基金へ積み立てるための繰入れになります。

2 ページをお願いします。

歳出合計補正額 3 億 3,972 万 7,000 円となっております。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は 1,379 万円の増額で、ふるさと納税寄附金の増額に伴う関係経費等の増額になります。

款 3 民生費、項 1 の社会福祉費は 8,457 万 1,000 円の増額で、地域福祉基金への積立金 2,000 万円を増額するものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は 2,983 万 9,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助負担金返還金としまして、3,040 万 6,000 円を計上しております。こちら、令和 2 年度と 3 年度の接種体制確保事業と接種対策費の国庫補助金と負担金の確定に伴い返還するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費は 7,686 万 1,000 円の減額で、歳入で説明しました産地生産基盤パワーアップ事業補助金 7,500 万円を全額減額するものです。

款 8 土木費、項 1 土木管理費は社会資本整備基金への積立金 6,958 万 4,000 円の増額を計上しております。

4 ページ、お願いいたします。

款 1 0 教育費、項 1 教育総務費と項 6 学校給食費の増額補正については、町立小学校建設基金積立金 5,014 万 7,000 円、それから学校給食運営基金積立金 5,007 万 7,000 円をそれぞれ増額計上しております。

款 1 4 予備費は 1 億 1,904 万 4,000 円を増額しまして、歳出合計補正額 3 億 3,972 万 7,000 円となっております。

議案書のほうに戻っていただきまして、439 ページ、お願いします。

第 2 表の繰越明許費です。

繰越事業は 6 事業で、合計 1 億 6,108 万 8,000 円を計上しております。い

ずれも年度内の完了が見込めないため、繰越しを計上したものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費は、母子衛生関係経費100万円で、内容につきましては、出産・子育て応援給付金になります。令和5年2月と3月に出生届が出された方への面接の時期が5月以降になるため、1人当たりの支給額5万円の20名分を翌年度へ繰り越して支給するものです。

款6 農林水産業費、項1 農業費は、農業振興事業148万5,000円です。国が実施している肥料価格高騰対策の土壌診断に係る補助金で、佐久浅間農協や農業法人を中心に、令和5年2月から5月にかけて取りまとめるため、翌年度へ繰り越して支給するものです。

款8 土木費、項2 道路橋梁費は、1つ目が社会資本整備総合交付金事業、道路修繕事業4,856万5,000円です。川原田寺沢線の道路改良について、用地買収などで時間を要したものでございます。2つ目は、交通安全対策補助事業、道路改良工事8,888万3,000円です。こちらは、町道七口線と谷地沢大塚線の道路改良事業費になります。項4 都市計画費は、都市計画変更支援業務で29万7,000円です。令和4年度から令和5年度までの複数年契約になっており、契約の支払い限度額の規定により、一部を翌年度へ繰り越すものでございます。

款10 教育費、項4 社会教育費は、複合文化施設維持管理業務2,085万8,000円です。エコールみよたの空調中央監視装置とあつもりホールの空調の部品供給がコロナの影響により遅れたことから、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものでございます。

440ページ、お願いします。

第3表 地方債補正です。

こちらにつきましては、変更となります。

補助対象事業費の確定と、あと事業完了に伴う減額となっております。

公共事業等は補正後の限度額を1億1,130万円として90万円の減額、続いて、防災対策事業は補正後の限度額3,380万円としまして、70万円を減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第44 議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案

(第2号) について―――

○議長(五味高明君) 日程第44 議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号) についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書469ページをお願いいたします。

議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号) について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第2号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

471ページ、お願いいたします。

令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ439万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらにつきましては、令和5年の2月10日に小沼地区財産管理委員会の同意を得たものでございます。

472ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。



歳入でございます。

款 1 財産収入、項 2 財産売払収入 2 7 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正をお願いしております。こちら、土地の売払い収入がありましたので、収入に伴う増額補正をしております。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金です。こちらは 1 4 4 万 7, 0 0 0 円の減額をしております。土地の売払いの収入があったため、財政調整基金からの繰入れの予算を全額減額したものでございます。

歳入合計が 1 3 5 万 2, 0 0 0 円の補正予算となっております。

4 7 3 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費です。補正額で 1 3 5 万 2, 0 0 0 円の増額です。こちら、財産売払い収入により歳入が増えたため、歳出との差額を財政調整基金のほうへ積み立てるため増額するものでございます。

歳出合計の補正額も 1 3 5 万 2, 0 0 0 円増額となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 4 5 議案第 3 7 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 4 5 議案第 3 7 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 4 7 8 ページをご覧ください。

議案第 3 7 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

480ページをご覧ください。

令和4年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,274万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

481ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、補正額71万5,000円の減額でございます。こちらは交付決定に伴う減額となっております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入2万6,000円の増額でございます。こちらは、基金の預金利子の収入額確定のための増額でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金423万2,000円の減額でございます。保険基盤安定の交付申請算定額の変更に伴う一般会計繰入金の補正となっております。

款8 諸収入、項3 雑入480万7,000円の増額でございます。こちらは、第三者納付金や普通交付金の変換等、額の確定に伴う補正となっております。

歳入合計11万4,000円の減額補正でございます。

482ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、補正額120万円の減額でございます。こちらは、マイナンバー交付のためのタブレット導入時の入札差金の減額でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、款5 諸支出金につきましては、財源の変更となっております。

款 6 項 1 基金積立金 3 万円の増額でございます。こちらは預金利子の収入増に伴う増額でございます。

款 7 項 1 予備費 1 0 5 万 6 , 0 0 0 円の増額でございます。

歳出合計 1 1 万 4 , 0 0 0 円の減額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 4 6 議案第 3 8 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正  
予算案（第 4 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 4 6 議案第 3 8 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 4 9 1 ページをご覧ください。

議案第 3 8 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

4 9 3 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 , 1 2 2 万 6 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 9 , 2 0 0 万 2 , 0 0 0 円と

する。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

494ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、項1 介護保険料、補正額442万2,000円の増額でございます。こちら、保険料の調定額にあわせた増額となっております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金194万9,000円の減額でございます。こちら、介護給付費の減に伴う減額となっております。項2 国庫補助金122万5,000円の増額でございます。こちら、地域支援事業費の補正に伴う増額補正でございます。

款5 項1 支払基金交付金201万3,000円の減額でございます。こちらは、介護給付費等の補正に伴う減となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金227万4,000円の減額でございます。こちらも給付費の減額に伴う減でございます。項2 県補助金76万6,000円の増額でございます。こちらは地域支援事業費の補正に伴う増額補正となっております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金1,149万1,000円の減額でございます。介護給付費、それから地域支援事業費等の補正に伴う一般会計繰入金の減額となっております。

款10 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちら8万8,000円の増額で、実績に基づく増額となっております。

歳入合計1,122万6,000円の減額補正でございます。

495ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 項1 総務費、補正額6万2,000円の減額です。こちらはシステム改修費の減額補正でございます。

款2 項1 保険給付費1,299万9,000円の減額でございます。施設介護サービス給付費について、実績等を基に補正をしております。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、こちらは財源の変更で

ございます。項2介護予防・生活支援サービス事業費500万円の減額でございます。こちらは給付実績等に基づく補正でございます。

款6項1予備費683万5,000円の増額でございます。

歳出合計1,122万6,000円の減額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第47 議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正

予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第47 議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書504ページをご覧ください。

議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

506ページをご覧ください。

令和4年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ68万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,049万5,000円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

5 0 7 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

款 1 項 1 後期高齢者医療保険料、補正額 7 2 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは調定額に基づく減額補正となっております。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 4 万円の増額。こちらは収納実績等による増額補正でございます。

歳入合計 6 8 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

5 0 8 ページをご覧ください。

歳出です。

款 2 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 6 8 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。保険料等の減に伴い減額するものでございます。

歳出合計 6 8 万 2, 0 0 0 円の減でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 4 8 議案第 4 0 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別

会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 4 8 議案第 4 0 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 5 1 3 ページをご覧ください。

議案第 4 0 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案

(第1号)について説明します。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出いたします。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

515ページをご覧ください。

令和4年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ177万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の516ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1 県支出金、項1 県補助金2,000円の減額は、補助対象事業費の確定によるものでございます。

款2 繰越金5万1,000円の増額は、当初見込みからの増額でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入173万円の増額は、本年度末の収入見込額で債務者2名が4月から資金償還金の納付を再開したことによるものでございます。

したがいまして、歳入合計は177万9,000円を増額し、総額206万4,000円となります。

次の517ページをご覧ください。

歳出です。

款1 土木費、項1 住宅費177万9,000円の増額は、収入見込額が増額したことで、一般会計の繰出金も増額となったことによるものでございます。

したがいまして、歳出合計は177万9,000円を増額し、総額206万4,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第４９ 議案第４１号 令和４年度御代田町公共下水道事業特別会計補正

予算案（第４号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第４９ 議案第４１号 令和４年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書５２２ページをご覧ください。

議案第４１号 令和４年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）について説明します。

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和４年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を、別冊のとおり提出します。

令和５年３月９日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

５２４ページをご覧ください。

令和４年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，１４５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億６４６万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。



(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の525ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料2,400万円の減額は、行動制限の解除などにより自宅での使用量が減少したことによるものと考えられるものでございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、3,075万8,000円の増額は、一般会計からの繰入金でございます。

款6 町債1,690万円の増額は、処理場改築工事の今年度分の事業量変更によるものでございます。

款7 国庫支出金、項1 国庫補助金1,780万円の増額も、こちらも同様に処理場改築工事に係る本年度分の事業量変更によるものでございます。

したがって、歳入合計は4,145万円を増額し、総額9億646万2,000円となります。

次の526ページをご覧ください。

歳出です。

款1 土木費、項1 都市計画費4,145万8,000円の増額は、処理場改築工事に係る発注時期が集中したことにより、本年度は入札不調となりましたが、本年度分の繰越事業量を次年度とあわせて変更し、次年度早々に発注し、早期完成に向けて増額補正をお願いするものでございます。

款2 公債費については、増減はありません。

したがって、歳出合計は4,145万8,000円を増額し、総額9億646万2,000円となります。

次の527ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費。

款1 土木費、項1 都市計画費、事業名は公共下水道建設事業、金額は8,881万円です。企業会計移行委託料71万円、ストックマネジメント計画に基づく処理場改築工事費及び施工管理委託料7,000万円、マンホールポンプ工事費1,810万円を次年度に繰り越して実施いたします。

次の528ページをご覧ください。

第3表 地方債補正でございます。

変更します。起債の目的は公共下水道事業です。補正前の限度額を1億280万円から1,690万円増額し、補正後の限度額を1億1,970万円とします。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第50 議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正

予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第50 議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書533ページをご覧ください。

議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

535ページを御覧ください。

令和4年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の

予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用7,000円の増額は、1月の人事異動による増額をお願いいたします。第2項営業外費用、第3項予備費につきましては、増減はありません。

したがって、補正額の合計は7,000円の増額で、総額1億7,797万3,000円となります。

(職員給与費の補正)

第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総経費の増額をお願いいたします。

職員給与費といたしまして、通勤手当7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第8号から議案第42号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会にて付託することに決しました。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合であらかじめこれを延長します。

―――日程第51 報告第2号 令和5年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について―――

○議長(五味高明君) 日程第51 報告第2号 令和5年度御代田町土地開発公社事業

計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書538ページをお願いいたします。

報告第2号 令和5年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について。

令和5年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を令和5年2月13日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告する。

令和5年3月9日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

540ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。

令和5年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1. 用地売却計画

(1) 用地名 旧鉄道用地

(2) 売却予定面積 313.0m<sup>2</sup>

(3) 売却予定金額 65万3,857円

(4) 備考としまして、大字御代田3910番地27については、土地鑑定を依頼するため売却金額に鑑定料を含めた金額とする、としました。

こちらは、現在所有しています旧鉄道用地の売却を予定したものでございます。

541ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田町土地開発公社当初予算でございます。

(総則)

第1条 令和5年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款事業収益83万1,000円としております。こちら、土地の売払い収入を見込んでおります。

第2款事業外収益、こちら1,000円で、預金利子としております。

収入合計で83万2,000円です。

次に支出でございます。

第1款事業原価17万7,000円を計上しております。こちら土地の鑑定料となっております。

第2款販売費及び一般管理費18万3,000円を計上しております。こちら、役員報酬と法人町民税などの経費を計上しております。

支出合計で36万円です。

収益的収入から支出差し引きまして47万2,000円となっております。

次に、542ページ、お願いします。

資本的収入及び支出についてはありません。

次の543ページから546ページは、ただいま説明しました事業計画の明細となっております。

その後の547ページから549ページは、それぞれ予定の損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書となっております。それから、550ページからは附属明細表となっておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和5年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

―――日程第52 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて―――

○議長（五味高明君） 日程第52 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 5 5 6 ページをご覧ください。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名 関久美子氏、内堀秀利氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

御代田町長職務代理者 御代田町副町長 内堀豊彦

本年 6 月 3 0 日をもって、人権擁護委員 2 名の任期が満了となります。関氏は再任として、また、内堀氏は 1 名が退任するため後任として推薦するものでございます。

任期は本年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの 3 年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第 1 号を採決します。

本案は適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付すことに決しました。

――― 日程第 5 3 請願第 1 号 持続的農業経営に関する請願 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 5 3 請願第 1 号 持続的農業経営に関する請願については、お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第 9 2 条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3 時 5 4 分